

# 新潟県労働保険指導協会だより

令和6年秋号

多様な働き方に対する労務管理・制度改革

法改正

p2~3

## ダブルワーク(副業・兼業)社員の

- ①雇用保険・社会保険(健康保険・厚生年金保険)
- ②労働時間の通算方法

p4~5

## 労務関係の法改正

令和7年3月~65歳までの継続雇用が義務化  
令和7年4月~育児介護休業法改正(子の看護休暇の拡充、育児中の所定外労働制限を拡大等)  
令和10年10月~雇用保険被保険者の対象が週の所定労働時間20時間→10時間に

p6~7

## 高齢者の継続雇用

高齢雇用継続給付の減額(令和7年4月~)に伴い賃金の見直しを  
給与と年金の調整の仕組みを理解しよう

p8

## 事業主に実施が義務づけられている健康診断は?

令和6年度第2期労働保険料の納期です  
納期限までにご納付をお願いいたします

〒950-2157 新潟市西区内野西ヶ丘1-14-28

新潟県労働保険指導協会

☎ 025-378-4291

# ダブルワーク社員の雇用保険・社会保険

雇用保険…「主たる賃金を受ける事業所」で加入  
社会保険…要件を満たす場合には両方の事業所で加入（保険料は按分）  
（健康保険・厚生年金保険）



副業・兼業に関する  
労務管理



要件を満たす場合に、従業員本人の申し出によって特例的に雇用保険に加入できるマルチジョブホルダー制度があります。詳細はQRコード↓



## ダブルワーク社員の 社会保険の取り扱い



各事業所で社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入要件を満たす場合、**両方の事業所で加入**します（健康保険証は選択したどちらか一方で発行）。

保険料は、加入している**両方の事業所**での報酬を合算した金額を基に計算されます。各事業主は、**被保険者に支払う報酬の額に応じて按分した金額**を納付します（事業主と従業員で保険料は折半）。

なお、各事業所で加入要件を満たさない場合、労働時間を合算して加入要件を満たしても加入できません。

また法改正により、**令和6年10月**から一部の事業所（社会保険の被保険者が51人以上）では**新たに社会保険に加入する方が発生する可能性がある**ので要注意です。



2つの仕事を掛け持つダブルワーク（副業・兼業）

をする方は約305万人で5年前に比べ60万人増加しています（2022年総務省調べ）。ダブルワークの雇用保険と社会保険の取り扱いや労働時間の管理（3ページ参照）は複雑ですので解説します。  
**ダブルワーク先での保険の加入状況を確認**した上で適切な手続きを行い、社員には**変更があれば速やかに報告**してもらい手続き漏れがないようにしましょう。

## ダブルワーク社員の 雇用保険の取り扱い



各事業所で雇用保険の加入要件を満たす場合、**その者が生計を維持するために**



**必要な「主たる賃金を受ける」どちらか一方の事業所で加入**します。複数の事業所で同時に雇用保険に加入することはできませんので注意が必要です。

### 雇用保険の加入要件

- ① 31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること。
- ② 1週間の所定労働時間が**20時間以上**であること。

なお、いずれの事業所でも週の労働時間が20時間未満の場合は、各事業所で加入要件を満たしていませんので基本的には雇用保険に加入できません。

しかし、**65歳以上**の方については、2つの事業所での勤務時間を合計して加入



（社会保険の被保険者が51人以上）では**新たに社会保険に加入する方が発生する可能性がある**ので要注意です。

ダブルワーク時の労働時間の通算のポイント  
**長時間労働にならないように  
 適切に労働時間を管理しましょう**



詳しい労働時間の通算方法



従業員がダブルワーク（副業・兼業）をする場合、その

従業員の全ての勤務先事業所は、各事業所の労働時間を通算して管理する必要があります。通算した総労働時間を基に労働基準法が適用されるからです。

通算した総労働時間が、法定労働時間（原則1日8時間、週40時間）を超え、後述のルールにより貴社での労働時間が法定時間外労働に該当した場合、**36協定の締結・届出と、法定時間外労働に対する割増賃金の支払いが必要**となります。労働時間の通算方法は複雑ですので正しく理解した上で、想定外の時間外労働や未払い賃金など、思わぬリスクを防ぐために労働時間を適切に管理し、長時間労働にならないようにしましょう。

01

原則的な労働時間の通算方法

① 所定労働時間の通算

（所定労働時間とは会社ごとに定められた労働時間のことです）

POINT!!

実際に働いた順番ではなく、労働契約を締結した先後によって「自社における所定労働時間」と「ダブルワーク先における所定労働時間」を通算します。

例）A社は先に労働契約を締結。所定労働時間1日4時間。B社は後に労働契約を締結。所定労働時間1日5時間。

↓B社での17時～18時の1時間が法定時間外労働となります。



②

所定外労働時間の通算

「自社の所定外労働時間」と「ダブルワーク先の所定外労働時間」を、**実際に所定外労働が行われた順に**通算します。

POINT!!

例）A社は先に労働契約を締結。所定労働時間1日4時間。所定外労働1時間（17～18時）。B社は後に労働契約を締結。所定労働時間1日3時間。所定外労働1時間（11～12時）。

↓A社での17時～18時の1時間が法定時間外労働となります。



02

所定外労働時間の把握

時間外労働の上限規制の遵守に支障がない限り、ダブルワーク先の実労働時間の申告には、**実労働時間が所定労働時間通りでなかった場合**のみの申告や、**一定日数分の申告等**が認められています。労使双方の手続き上の負担を軽減する「管理モデル」もご参照ください。



# 労務関係の法改正



少子高齢化で働き手が減る社会の到来にむけて一億総活躍できる仕組みに変わります。高年齢者が長く活躍できる制度（65歳までの継続雇用）や、育児・介護と仕事との両立を支える制度（育児介護休業法改正など）がスタート。そして、より多くの方が給付を受けられるように保険の適用範囲も広がります（健康保険・厚生年金保険、雇用保険）。

令和7年4月施行の育児介護休業法改正について詳しくはQRコード



令和6年10月	令和7年12月	令和7年3月	令和7年4月
<b>短時間労働者の社会保険の適用拡大(51人以上)</b> 	<b>マイナンバーカードと健康保険証の一体化</b> 健康保険証が廃止され、原則マイナンバーカードによる資格確認に。発行済の健康保険証は、廃止後1年間は有効（後も資格確認書の対応を想定）。	<b>65歳までの継続雇用が義務</b> 賃金をはじめ、高年齢者の就業環境の整備を（6〜7ページ参照）。	<b>出生後休業支援給付金の創設</b> 両親ともに14日以上育児休業をとった場合に28日上限に支給（育児休業給付金とあわせて休業開始時賃金の80%相当額）。
<b>育児時短就業給付の創設</b> 2歳未満の子の育児で時短勤務をしている従業員に支給。	<b>育児中の所定外労働制限を拡大</b> 小学校就学前の子までが対象に（現行3歳未満）。	<b>育児休業給付延長審査の厳格化</b> 育児休業給付の延長目的で入所を申し込むいわゆる「落選狙い」の申し込みを防止するため確認書類の追加など、審査が厳格化。	<b>子の看護休暇の拡充</b> 小学3年生修了まで対象に（現行小学校就学前）。勤続6か月未満の者を労使協定に基づき除外する仕組み廃止。

社会保険加入者が51人以上いる会社では、新たに社会保険に加入するパート・アルバイトをチェック

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8万円以上
- 2か月を超える雇用の見込みあり
- 学生ではない

マイナ保険証の利用開始には従業員本人の申込みが必要な旨を説明する

令和8年4月	令和9年7月	令和10年10月												
<b>子ども・子育て支援金の徴収</b> 子ども・子育て支援金の徴収が開始。健康保険料と一緒に納付。	<b>障害者の法定雇用率の引上げ</b> (2.5→2.7%)	<b>雇用保険被保険者の要件拡大</b> (所定労働時間20→10時間)												
<b>介護休暇の対象者の緩和</b> 勤続6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みが廃止。支給率が15%から10%へ縮小。	<b>「育成就労」の在留資格を創設</b> 外国人が働きながら技術を学ぶ「技能実習制度」を廃止して、人材育成と人材確保を目的とする育成就労を新たな在留資格として創設。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現在</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用保険に加入すべき労働時間 1週間に20時間以上</td> <td>1週間に10時間以上</td> </tr> <tr> <td>賃金支払い基礎日数11日以上または労働時間数80時間以上で1か月と算定</td> <td>賃金支払い基礎日数6日以上または労働時間数40時間以上で1か月と算定</td> </tr> <tr> <td>失業認定基準 1日の労働時間が4時間未満</td> <td>1日の労働時間が2時間未満</td> </tr> </tbody> </table>	現在	改正後	雇用保険に加入すべき労働時間 1週間に20時間以上	1週間に10時間以上	賃金支払い基礎日数11日以上または労働時間数80時間以上で1か月と算定	賃金支払い基礎日数6日以上または労働時間数40時間以上で1か月と算定	失業認定基準 1日の労働時間が4時間未満	1日の労働時間が2時間未満				
現在	改正後													
雇用保険に加入すべき労働時間 1週間に20時間以上	1週間に10時間以上													
賃金支払い基礎日数11日以上または労働時間数80時間以上で1か月と算定	賃金支払い基礎日数6日以上または労働時間数40時間以上で1か月と算定													
失業認定基準 1日の労働時間が4時間未満	1日の労働時間が2時間未満													
<b>外国人労働者を雇い入れやすくなる</b> 一方、受け入れ企業側の負担（日本語教育、費用の分担など）が増し、受け入れ職種が少なくなりました。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>技能実習</th> <th>育成就労</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的 国際貢献</td> <td>人材確保・育成</td> </tr> <tr> <td>在留期間 最長5年</td> <td>原則3年</td> </tr> <tr> <td>転籍 最初の3年間は出来ない</td> <td>1年以上で出来る(条件あり)</td> </tr> <tr> <td>対象職種 90職種165作業(R5年10月現在)</td> <td>特定産業分野の見込み</td> </tr> <tr> <td>日本語能力 定めなし</td> <td>講習を義務づけ</td> </tr> </tbody> </table>	技能実習	育成就労	目的 国際貢献	人材確保・育成	在留期間 最長5年	原則3年	転籍 最初の3年間は出来ない	1年以上で出来る(条件あり)	対象職種 90職種165作業(R5年10月現在)	特定産業分野の見込み	日本語能力 定めなし	講習を義務づけ	<b>全事業所対象で、1週間に10時間以上働くパート・アルバイトは雇用保険に加入となります。</b> 新たにおよそ50万人が雇用保険の給付を受け取れるようになる見通しです。
技能実習	育成就労													
目的 国際貢献	人材確保・育成													
在留期間 最長5年	原則3年													
転籍 最初の3年間は出来ない	1年以上で出来る(条件あり)													
対象職種 90職種165作業(R5年10月現在)	特定産業分野の見込み													
日本語能力 定めなし	講習を義務づけ													

高齢雇用継続給付の給付率縮小に伴い高齢者の賃金の見直しを

## 「高齢者の継続雇用」について事業主が知っておきたいこと

① 60歳以降に給与が減った場合の給付金は？

雇用保険の高齢雇用継続給付から  
65歳に到達するまで給与の最大15%支給されます(令和7年4月より10%)。

②

年金受給者が働いた場合には年金はもらえない？  
↓ 給与と年金額の合計が一定額  
(令和6年は50万円) 以下は年金は全額支給、一定額以上は年金額調整(停止)。



③ 高齢雇用継続給付の給付率は？

60歳以後の各月の賃金の最大15%支給  
されます(賃金割合が60歳時賃金の61%  
以下に減少した場合)。

ただし、令和7年4月1日から高齢  
雇用継続給付の給付率が現行の最大15%  
から最大10%に縮小されます。



少子高齢化が進み働き手が減  
少する中で、高齢者が長く活  
躍できる職場づくりは急務です。制度に  
おいても、70歳までの就業機会確保が努  
力義務化され、令和7年4月から65歳ま  
で継続雇用することが義務化されます。

まず、高齢者の賃金については、令  
和7年4月から高齢雇用継続給付の給  
付額が減りますので(本文①)、減少分  
の高齢者の賃金等について検討するこ  
とも必要です。賃金の見直しにあたり、  
年金と給与の調整の仕組み(本文②)を  
理解しましょう。そして、短時間労働制  
の導入など、高齢者が働き続けやすい  
職場づくりを目指しましょう。

①

高齢雇用継続給付の  
給付率が15%→10%に

令和7年  
4月から

②

高齢雇用継続給付とは？

高齢雇用継続給付は、高齢者の就  
業意欲を喚起し、65歳までの雇用の継続  
を促進することを目的とした雇用保険の  
給付金です。詳しくはQRコード。



③

支給の対象者は？



60〜65歳に達するまでの各月に支払わ  
れる賃金が60歳時点の賃金額の75%未  
満の状態雇用継続する高齢者。

平成15年改正の給付率  
(同年5月改正)

賃金の原則 15%

「賃金と給付額の合計」が  
60歳時賃金に比して  
70.15～75%：給付額は逡減  
75%以上：支給しない



見直し後の給付率  
(令和7年4月施行)

賃金の原則 10%

「賃金と給付額の合計」が  
60歳時賃金に比して  
70.4～75%：給付額は逡減  
75%以上：支給しない

例えば、60歳時点の賃金が月額30万  
円、60歳以後の各月の賃金が18万円に低  
下したときは(60歳時賃金の60%)、現  
行では賃金18万円の15%に相当する2万  
7千円が支給されますが、令和7年4月  
からは賃金18万円の10%に相当する1万  
8千円が支給されます。





事業主がするべきことは？

65歳まで継続雇用することが義務化されるので、**高齢雇用継続給付の給付率縮小を考慮して高齢者の賃金等の労働条件について検討し、**高齢者の働く意欲を維持、喚起することも必要です。

さらに、作業設備、短時間勤務等の雇用形態、職域等を見直し、高齢者が働きやすい職場づくりを始めましょう。高齢者雇用の事例集をご活用ください。詳しくはQRコード。

2

年金と給与の調整の仕組み



老齢厚生年金が全額支給される時は？

給与があっても老齢厚生年金が全額支給されるのは**老齢厚生年金の月額（基本月額）と1か月の給与（総報酬月額相当額）の合計額が支給停止調整額（令和6年度は50万円）以下**の場合です（下図）。



老齢厚生年金が一部または支給停止になる時は？



老齢厚生年金の月額（基本月額）と1か月あたりの給与（総報酬月額相当額）の合計が支給停止調整額（令和6年度は50万円）を超える場合、年金額の調整が入ります。

支給される年金額は、**基本月額 - (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 支給停止調整額) ÷ 2** になります。



給与を得ながら（厚生年金保険の保険料を納めながら）年金をもらった場合、将来の年金額は増える？

老齢厚生年金が一部停止または全額停止になり年金額が減った場合でも**加入実績に応じて将来の年金額は増える**ので納めた保険料は無駄になりません。

厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受ける**65歳以上70歳未満の方が、毎年9月1日に被保険者の場合**は、その

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が50万円\*以下

老齢厚生年金は全額支給

老齢厚生年金は一部または全額支給停止

在職老齢年金による調整後の年金支給月額 =  $\text{基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 50 \text{万円}) \div 2$

\*50万円は令和6年度の支給停止調整額です。

基本月額とは：加給年金額を除いた老齢厚生（退職共済）年金（報酬比例部分）の月額

総報酬月額相当額とは：（その月の標準報酬月額）+（その月以前1年間の標準賞与額の合計）÷12

年の10月分から1年間の加入実績を加味した年金額となります（在職時改定）。また、厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けている**70歳未満の方が、退職後1か月経過した場合、退職した翌月分から加入実績を加味した年金額に見直されます（退職改定）**。同様に**70歳に到達した時は70歳到達の翌月分から加入実績を加味した年金額となります**。

# 社会保険に加入しましょう



事業の種類や場所の変更、支店の追加等があったら手続きが必要ですのでご連絡ください

## 労災保険



1人でも従業員を雇っていれば加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、ご加入済みです。ただし、経営者の方のご加入は、別途申し込みが必要です（任意）。セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

## 厚生年金保険



- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入（飲食業、理容業、等の一部の業種は任意加入）

## 雇用保険



31日以上引き続き雇用が見込まれ、1週間の所定労働時間が20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）を1人でも雇っていれば加入義務があります。

令和10年10月から1週間の所定労働時間が20時間以上から10時間以上へ短縮されます  
詳しくは5ページ

## 健康保険

健康保険・厚生年金保険の加入対象が段階的に広がります  
詳しくは4ページ

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入（飲食業、理容業、等の一部の業種は任意加入）



CHECK



令和6年4月～

雇用契約の締結・更新の際は、将来予定される「配置転換、転勤、出向等の範囲」を文書で明示する必要があります。

詳しくは当会まで



025-378-4291



### 今月の基礎知識

事業主に実施が義務付けられている健康診断

Q. 従業員にどのような健康診断を受けさせなくてははいけませんか？

A.

従業員の健康を確保・維持するため、従業員に健康診断を受けさせることが事業主の義務となっています。職種に関わらず実施する一般健康診断と、法定の有害業務に従事する従業員に実施する健康診断があるのですが、今回は一般健康診断について解説します。

一般健康診断は、原則、従業員の雇入れ時と、1年以内ごとに1回実施しなければいけません。

？ 一般健康診断の対象者は？

対象となる従業員は、①②両方満たす者です。

- ① 1年以上使用される予定の者、契約更新により1年以上引き続き使用されている者、6か月以上特定業務に従事する予定の者
- ② 通常の従業員の労働時間の4分の3以上の労働時間である者

深夜業（午後10時～午前5時）などの特定業務に常時従事する従業員に対しては、その業務への配置換えの際、および6か月以内ごとに1回実施が必要です。深夜業については週1回以上または月に4回以上行う従業員が対象です。

？ 結果の通知と保管義務は？

健康診断の結果報告書を各従業員に配布するなどして結果を通知し、検査結果は5年間保管しなくてはなりません。

？ 健康診断の費用負担は？

健康診断実施は、労働安全衛生法で事業者の義務とされていますので、健康診断にかかる費用は事業主が負担することとなります。また、受診に要した時間については賃金を支払う義務はありませんが、円滑な受診を考えると支払うことが望ましいとされています。

？ 健康診断後の対応は？

健康診断等の結果、異常の所見があると診断された従業員については、3か月以内に医師または歯科医師の意見を聴かなければいけません。そして場合によっては、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置をとる必要があります。健康診断は、今のまま働かせて健康に支障がないかを判断する助けとなります。従業員の状態を把握するためにも健康診断を適切に行いましょう。